外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境指導課

指 摘 事 項

措 置 状 況

(指摘5)不当な指名業者の選定条件による絞り込み上述(i)のとおり、指名業者の選定の条件の一つに「松山市環境指導課がこれまでに行った「各種調査業務委託」の入札に参加したことがあること」とあり、指名業者数が21者から6者に絞られていた。

この条件は最終的な選定業者数を 5 者に絞り事務効率を上げるために実施したものと推察されるが、結果的に同課との取引実績がある業者のみが入札に参加できることになるため、固定化された業者のみで入札が実施されることによる競争性の阻害が問題視されるのみならず、候補業者と役所の癒着を誘発する恐れのある極めて恣意的な入札参加業者の操作であると言われても不思議ではない不当行為である。

また、「総合審査数値が 90 点以上であること」という指名業者の選定の条件により、指名業者数が 45 者から 21 者に絞られていたが、松山市では総合審査数値が 90 点以上となるかそれ以下となるかによって明確な業者区分をするルールは存在しない。松山市における入札参加業者の格付けに関しては、「清掃,警備等の委託業務に係る競争入札参加者の等級格付基準」が存在し、業者を点数や等級で区別するのであれば、「委託契約事務の手引き(書類作成要領)」P6 に定めるとおり、等級「A」にあたるかどうかによって業者を選別すべきである。このことからも総合審査数値によって指名業者を絞る行為は業者選定のルールを逸脱したものであり、事務的な効率を優先した恣意的で不当な業者選定である。

このように、事務効率を最優先にした不当な業者選定を行えば本来入札参加資格がある業者が参加できない入札となり、公平性と経済性が著しく損なわれる。松山市はこのような不当な行為による業者選定をしているとの疑いをもたれないように、指名業者の選定にあたっては恣意的な選定条件を排除して公正かつ透明性を確保し、本来入札参加資格がある業者に対して公平に参加の機会が与えられるように配慮すべきである。

令和2年度自動車騒音常時監視における騒音発生強度等調査業務委託において、 以下のとおり業者選定を見直しました。

- ・入札参加実績や総合審査数値を用いる選 定条件を廃止しました。
- ・「委託契約事務の手引き」に定めるとお り、等級「A」にあたる業者から選別す る方法に変更しました。